

# 慶 弔 規 程

第1条 本会に加盟・登録の会員の慶については、次のとおり定める。

- |           |                |         |
|-----------|----------------|---------|
| (1) 役員の結婚 |                | 祝儀／祝電   |
| (2) 死 亡   | a) 役員(本人)      | 生花／香典／電 |
|           | b) 会員(本人)      | 電       |
|           | c) 役員の配偶者・父母・子 | 生花／電    |

第2条 役員、ならびに会員等の慶喜については、関係者により速やかに本会の事務局へ情報提供されなければならない。

第3条 前条以外の慶喜に関しては、必要に応じて会長、副会長、理事長、ならびに事務局長で協議のうえ、これを執行することとする。

(附 則)

本規程は、平成6年4月1日から施行する。

2 本規程は、平成15年4月1日より施行する。(一部改正)